

**第7次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画
長岡京市障がい福祉計画(第8期計画)
長岡京市障がい児福祉計画(第4期計画)**

【 素案 】

目次

第1章 計画の策定にあたって……………2

- 1 計画策定の趣旨……………2
- 2 計画策定の経緯と国・府の主な動向……………3
- 3 計画の位置づけ……………5
- 4 計画の対象……………6
- 5 計画の期間……………7
- 5 計画の策定体制……………7

第2章 障がい福祉の現状と課題……………9

- 1 障がいのある人等の概況……………9
- 2 現状と課題の整理……………16

第3章 理念と目標……………24

- 1 本市の障がい福祉の理念……………24
- 2 障がい福祉施策を進めていくうえでの視点……………25
- 3 基本目標……………26
- 3 計画の体系……………28

第4章 障がい福祉施策の展開【障がい者(児)福祉基本計画……………29

- 基本目標1 ふれあい・わかりあい・支えあうことができる……………29
- 基本目標2 保健・医療サービスの安心がある……………31
- 基本目標3 子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる……………34
- 基本目標4 住み慣れた地域で継続して生活できる……………38
- 基本目標5 自分らしく働き、社会参加ができる……………42
- 基本目標6 文化芸術・スポーツ活動を楽しみ、生きがいをもつことができる……………44
- 基本目標7 安心・安全で便利な環境がある……………45

第5章 障がい福祉サービスの提供体制【障がい福祉計画・障がい児福祉計画】……………51

- 1 成果目標の設定
- 2 障がい福祉サービスの見込量と確保の方策
- 3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策
- 4 障がい児サービスの見込量と確保の方策
- 5 その他活動指標

項目は（仮）です。
素案は次回お示しします。

第6章 計画の推進体制

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成30年4月に「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行、令和3年3月に「誰もが共に自分らしく暮らす 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京」を基本理念として、「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」を策定し、市民の誰もがお互いの違いを認め合い、共に支え合う「共生社会」を推進してきました。

しかしながら、障がいのある人をめぐる社会・経済環境は日々変化しており、これに対応して障がい福祉サービスの質や量を維持・向上させるためには、現下の社会情勢を反映した施策の展開が必要となっています。

また、国が推進する「障害者基本計画」では、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を基本方針として掲げ、社会のバリアフリー化の推進や利用者本位の支援を横断的視点として重視しています。さらに、「令和7年版障害者白書」が示す最新の動向を踏まえると、改正障害者差別解消法の施行等を通じた障がい者に対する偏見や差別の解消、教育・育成、雇用・就労の促進を通じた社会参加へ向けた自立の基盤づくりを一層強化していく必要があります。

さらに、利用者本位の生活支援体制の整備やスポーツ・文化活動の推進を通じて、障がいのある人がその人らしく暮らせる施策を展開するとともに、移動の円滑化や情報アクセシビリティの向上といった住みよい環境の基盤づくりを総合的かつ計画的に進めることが重要です。

こうした中、障がい者の高齢化・重度化、「親亡き後」の問題など、障がい者を取り巻く状況は大きく変化し、多様なニーズに対するきめ細かな対応が求められており、障がいのあるなしにかかわらず、誰もがお互いにそれぞれの個性を尊重し、一人ひとりが主体的に社会で活躍できる環境を整えるために、市が担う役割は重要なものとなっています。

「長岡京市第4次総合計画」では、障がいのある人等と家族が、障がいの種類や程度、ライフステージに応じて、その人らしく生活できる社会の実現を目指しています。

このたび、「第6次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画（第7期計画）」「長岡京市障がい児福祉計画（第3期計画）」がともに令和8年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第7次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」「長岡京市障がい福祉計画（第8期計画）」「長岡京市障がい児福祉計画（第4期計画）」を策定します。

2 計画策定の経緯と国・府の主な動向

(1) 国の動向

障がい福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年9月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。平成22年には、障害者制度改革の推進のための基本的な方向についてが閣議決定され、「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」が掲げられました。

そして、「障害者虐待防止法」の成立（平成23年6月）や「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）、「障害者差別解消法」の成立（平成25年6月）など法整備が進められ、これらを受けて平成26年1月に同条約を批准し、障がい者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

近年の動向としては、令和3年6月に「障害者差別解消法」が改正（令和6年4月施行）されたほか、令和4年5月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定・施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策が推進されています。同年6月の「児童福祉法」改正では児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化、12月には「障害者総合支援法」が改正され、障がい者等の地域生活の支援体制の充実が求められています（いずれも令和6年4月一部施行）。また、同年8月には国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査が行われるなど、様々な法整備や取組が進められています。

障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、障がいのある方が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障がい児・障がい者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

国の定める基本指針においても、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進が掲げられています。具体的には、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進が示されています。さらに、障がい児支援におけるインクルージョン推進のための協議の場の設置や、障がい福祉人材の確保・定着やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備といった目標が掲げられています。

平成30年5月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正 (改正バリアフリー法) ● 社会的障壁除去等の理念の明記 など ※平成30年11月施行
平成30年6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」制定、施行 ● 計画策定の努力義務 など

令和元年6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」制定、施行 ● 計画策定の努力義務 など
令和2年6月	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚障害者等電話利用円滑化法）」制定 ● 電話リレーサービスの制度化 など ※令和2年12月施行
令和3年5月	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」公布、施行 ● 個別避難計画の作成 など
令和3年6月	「障害者差別解消法」改正（改正障害者差別解消法） ● 事業者による合理的配慮の提供の義務化 ※令和6年4月施行
令和4年5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定、施行 ● 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進
令和4年6月	「児童福祉法」改正 ● 児童発達支援センターの障害児支援の中核的役割の明確化 など
令和4年12月	「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法） ● 障害者等の地域生活の支援体制の充実 など ※令和6年4月一部施行
令和5年3月	障害者基本計画(第5次) ● 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 など
令和7年12月	「高次脳機能障害者支援法」成立 ● 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推進 など

（２）京都府の動向

京都府では、平成27年4月に施行された「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に加え、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」を平成30年3月に施行し、障がいのあるなしにかかわらず、府民誰もが相互に人格と個性を尊重し合い支え合う共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進めてきました。

また、令和6年3月に障害者基本計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的なものとして「京都府障害者・障害児総合計画」を策定し、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策の総合的・計画的な推進を図っています。

3 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

「第7次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、「長岡京市障がい福祉計画（第8期計画）」は「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「長岡京市障がい児福祉計画（第4期計画）」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保についての目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

■障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

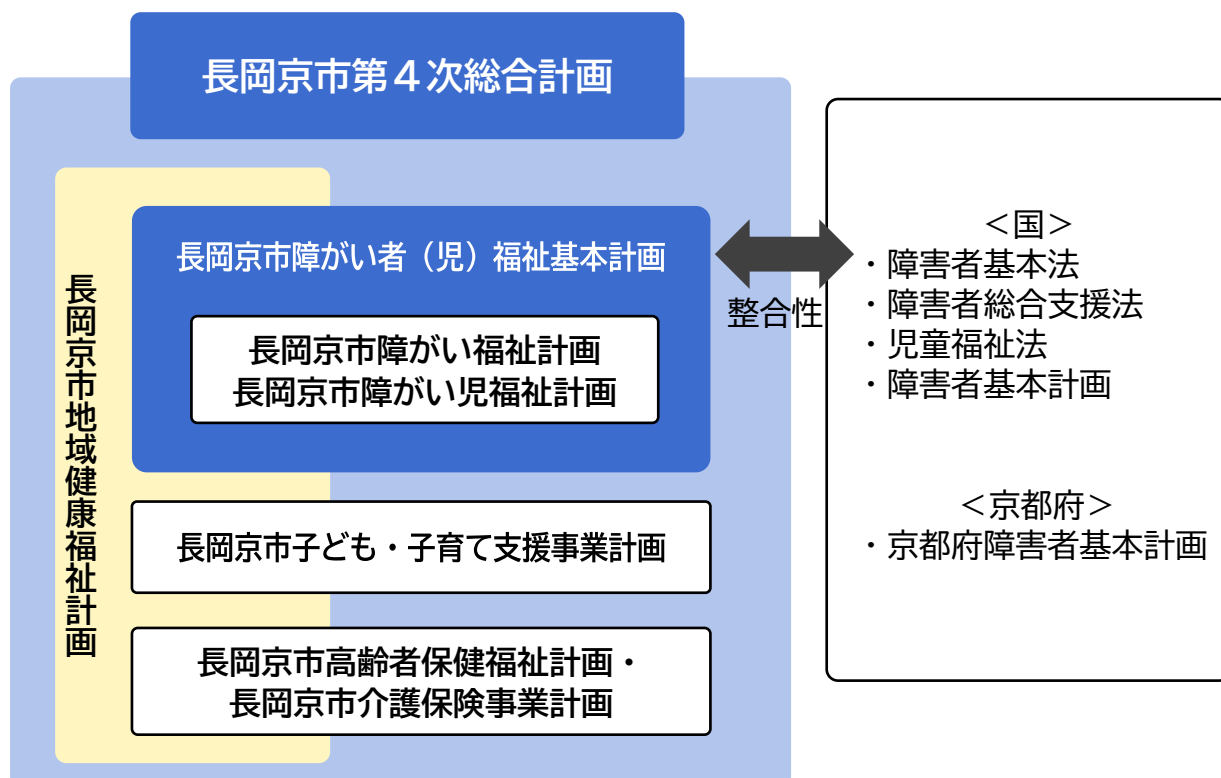
■児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 長岡京市における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」、府の「京都府障害者基本計画」との矛盾がないように、策定しています。また、「長岡京市第4次総合計画」を上位計画とし、「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「長岡京市地域健康福祉計画」「長岡京市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和のとれたものとします。



4 計画の対象

この計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者だけでなく、発達障がいのある人、難病のある人（難治性疾患患者）、自立支援医療（精神通院医療費）の公費負担を受けている人、疾病を抱えている子ども、発達に課題のある子どもなどの、日常生活や社会生活で支援を必要とする人を対象として、「障がいのある人等」としています。

《「障がい」のとらえ方について》

- 障害者基本法第2条において「障害者」を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。
- 平成25年度から、障害者総合支援法第4条において、上記に準じる定義に難病等が加わりました。今後も医療・福祉制度の状況等により時代とともに変化し、その定義や分類に変更の可能性があります。

5 計画の期間

「第7次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画」の計画期間は令和9年度から令和14年度までの6年間です。また、「長岡京市障がい福祉計画（第8期計画）」と「長岡京市障がい児福祉計画（第4期計画）」の計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間です。

どの計画も、社会情勢に大きな変化があった場合などは、計画期間中であっても適切に見直しを行うものとします。

計画期間

令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)
第7次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画						第8次長岡京市障がい者（児）福祉基本計画			
長岡京市障がい福祉計画（第8期）			長岡京市障がい福祉計画（第9期）			長岡京市障がい福祉計画（第10期）			...
長岡京市障がい児福祉計画（第4期）			長岡京市障がい児福祉計画（第5期）			長岡京市障がい児福祉計画（第6期）			...

6 計画の策定体制

（1）実態調査の実施

①市民アンケート調査

【調査対象】 令和7年8月1日現在の各手帳所持者

【調査期間】 令和7年9月12日～9月30日まで

【調査方法】 郵送もしくはWEBによる回収

【回収状況】

調査票の種類		配布数	回収数	回収率
市民調査	18歳未満	523件	190件	36.3%
	18歳以上	1,977件	810件	41.0%

②事業所アンケート調査

【調査対象】令和7年7月に長岡京市民の2人以上の利用のあった事業所

【調査期間】令和7年9月12日～9月30日まで

【調査方法】郵送もしくはWEBによる回収

【回収状況】

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
事業所調査	130件 〔うち乙訓圏域は 60件〕	82件 〔うち乙訓圏域は 42件〕	63.1% 〔うち乙訓圏域は 70.0%〕

③関係団体等ヒアリング調査

本調査は、記入式の調査票による回答及び面談による聞き取りの二種類の調査を実施しました。

	実施内容	配布数・回収数	期間
調査票の 配布～回収	対象となる団体(当事者団体・家族・学校・事業所)に対して記入式の調査票を配布しました。	配布数：49件 当事者団体/家族会/学校 16件 事業所(法人) 33件 回収数：29件 当事者団体/家族会/学校 11件 事業所(法人) 18件	令和7年 10月6日～ 10月20日
面談調査の 実施	面談を希望する団体に対して、事前に配布した調査票をもとに面談での聞き取りを行いました。	8件 (当事者・家族・学校・事業所)	令和7年 11月11日～ 11月30日

(2) 長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会の開催

この計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、市民代表者等から成る「長岡京市地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」を開催し、計画について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

この計画の策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

1 障がいのある人等の概況

(1) 長岡京市の総人口の推移と推計

本市の総人口は、令和6年までは増加していましたが、令和7年以降は微減しています。年齢3区分別でみると、18歳未満および65歳以上は令和4年をピークに減少、18～64歳人口は令和7年までは増加しています。

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
18歳未満	13,512	13,604	13,584	13,491	13,308	13,131
18～64歳	45,726	46,035	46,561	46,946	47,061	47,056
65歳以上	21,835	21,868	21,803	21,821	21,754	21,669
合計	81,073	81,507	81,948	82,258	82,123	81,856

資料：長岡京市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) 障がい者手帳所持者数全体の推移

障がい者手帳所持者数は増加しており、総人口に対する障がい者手帳所持者数の割合も増加しています。直近の5年間では、身体障害者手帳所持者数が約1.07倍、療育手帳所持者数が約1.19倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数が約1.50倍となっています。

単位：人・％

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
身体障害者手帳	4,977	5,012	5,147	5,193	5,262
療育手帳	685	719	739	769	795
精神障害者保健福祉手帳	651	707	793	853	934
合計	6,313	6,438	6,679	6,815	6,991
総人口に対する障がい者手帳所持者数の割合	7.7%	7.9%	8.1%	8.3%	8.5%

注：一人で複数の手帳を所持する人がいるため、合計と実人数は異なります。

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数、市町村別療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月末時点）

(3) 障がい種別・等級別 身体障害者手帳所持者の内訳

令和8年3月31日現在の障がい種別・身体障害者手帳所持者の内訳は、肢体障がい
2,475件と最も多く、全体の47.0%となっています。次いで内部障がい1,917件で36.4%
となっています。

また、65歳以上が全体の81.6%となっています。

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	98	142	25	23	58	28	374
聴覚・平衡	9	85	51	110	5	182	442
音声・言語・そしゃく	3	11	28	12	0	0	54
肢体不自由	499	443	342	574	428	189	2,475
内部障がい	921	28	372	594	2	0	1,917
合計	1,530	709	818	1,313	493	399	5,262
18歳未満	30	7	7	3	4	4	55
18～64歳	302	156	142	158	99	58	915
65歳以上	1,198	546	669	1,152	390	337	4,292

資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府）（令和8年3月31日現在）

(4) 判定別療育手帳所持者の内訳

令和8年3月31日現在の判定別療育手帳所持者の内訳は、B判定の18～64歳が最も多
く
なっています。

単位：人

	A	B	合計
18歳未満	47	108	155
18～64歳	250	330	580
65歳以上	31	29	60
合計	328	467	795

資料：市町村別療育手帳保持者数（京都府）（令和8年3月31日現在）

(5) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

令和8年3月31日現在の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳は、2級が451人と最も多く、全体の48.3%となっています。

単位：人

	1級	2級	3級	合計
全年齢	54	451	429	934

資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、有効期限内）（令和8年3月31日現在）

(6) 自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移

自立支援医療（精神通院）支給認定者数の推移は、増減を繰り返しながら、令和7年度では最多の1,661人となっています。

単位：人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年度
身体障害者手帳	1,342	1,422	1,538	1,507	1,661

資料：自立支援医療費（精神通院）支給認定者数（京都府、有効期限内）（各年度3月31日現在）

(7) 特別支援学級に通う児童・生徒数と割合の推移

特別支援学級に通う児童・生徒数は年々増加しています。特に小学校の児童が増加しており、令和8年では353人と令和3年から90人増加しています。

単位：人・%

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
特別支援学級	263	301	319	338	340	353
小学校（人数）	202	216	217	237	240	244
中学校（人数）	61	85	102	101	100	109
小学校又は中学校の児童・生徒数	6,447	6,409	6,322	6,249	6,203	6,477
小学校（人数）	4,362	4,366	4,313	4,256	4,232	4,392
中学校（人数）	2,085	2,043	2,009	1,993	1,971	2,085
特別支援学級	4.08%	4.70%	5.05%	5.41%	5.48%	5.45%
小学校（割合）	4.63%	4.95%	5.03%	5.57%	5.67%	5.56%
中学校（割合）	2.93%	4.16%	5.08%	5.07%	5.07%	5.23%

資料：長岡京市学校教育課（各年5月1日時点）

※割合は「特別支援学級に通う児童・生徒／小学校又は中学校の児童・生徒数」で算出

(8) 京都府立向日が丘支援学校に通う児童・生徒数と割合の推移

京都府立向日が丘支援学校に通う小学部に通う児童は年々増加傾向にあります。中学部、高等部に通う生徒数は増減を繰り返しつつも横ばいで推移しています。

単位：人・％

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
向日が丘支援学校	175	181	187	199	217	214
小学部（総数）	54	58	73	82	97	104
中学部（総数）	45	49	44	49	45	50
高等部（総数）	76	74	70	68	75	60
向日が丘支援学校に通う長岡京市民	91	96	98	98	109	103
小学部（総数）	28	30	39	40	48	49
中学部（総数）	22	26	23	23	23	25
高等部（総数）	41	40	36	35	38	29
向日が丘支援学校長岡京市民の割合	52%	53%	52%	49%	50%	48%
小学部（割合）	52%	52%	53%	49%	49%	47%
中学部（割合）	49%	53%	52%	47%	51%	50%
高等部（割合）	54%	54%	51%	51%	51%	48%

資料：京都府立向日が丘支援学校（各年5月1日時点）

※割合は「向日が丘支援学校に通う長岡京市民／向日が丘支援学校に通う児童・生徒総数」で算出

(9) 1歳8か月健診受診者数と割合の推移

1歳8か月健診受診者数と割合の推移は、増減を繰り返しながら、横ばいとなっています。

うち発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数は、令和4年度で70人と最も多くなっていますが、令和5年度以降は減少傾向にあります。

単位：人・％

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診者数	632	671	656	638	578
うち発達相談管理中児童数 及び発達相談勧奨児童数	41	70	46	36	29
発達相談管理中児童数及び 発達相談勧奨児童数の割合	6.5%	10.4%	7.0%	5.6%	5.0%

資料：長岡京市こども家庭センター（各年度3月末時点）

※割合は「発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数／受診者数」で算出

(10) 3歳6か月健診受診者数と割合の推移

3歳6か月健診受診者数と割合の推移は、増減を繰り返しながら、横ばいとなっています。

うち発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数は、増加傾向にあり、令和7年度で149人となっており、発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数の割合も21.3%となっています。

単位：人・％

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診者数	680	708	697	714	687
うち発達相談管理中児童数 及び発達相談勧奨児童数	102	116	116	118	150
発達相談管理中児童数及び 発達相談勧奨児童数の割合	15.0%	16.4%	16.6%	16.5%	21.8%

資料：長岡京市こども家庭センター（各年度3月末時点）

※割合は「発達相談管理中児童数及び発達相談勧奨児童数／受診者数」で算出

(11) 障がい福祉サービス等費用額の推移

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの総費用額は、増加し続けています。

障がい福祉サービスの推移をみると、実利用人数、一人当たり費用月額の内いずれも増加しています。

障がい児福祉サービスの推移をみても、実利用人数、1人当たり費用月額の内いずれも増加しています。

サービス別に利用圏域（事業所所在地）をみると、施設系サービスは、本市・向日市・大山崎町で構成される乙訓圏域より他圏域の割合が高くなっています。また、障がい児福祉サービスは、ほとんどが乙訓圏域の利用となっています。

【障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの総費用額（決算額）の推移】

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい福祉サービス	1,900,956	1,968,124	2,177,993	2,442,719	2,655,341
訪問系	515,615	547,509	606,136	629,614	661,428
日中活動系	1,071,471	1,073,629	1,183,695	1,337,728	1,467,250
施設系	286,934	316,201	356,539	436,905	483,340
相談系	26,936	30,785	31,623	38,472	43,323
障がい児福祉サービス	331,877	372,127	426,957	466,465	531,325
通所系	314,133	353,981	406,961	442,699	505,351
相談系	17,744	18,146	19,996	23,766	25,974
合計	2,232,833	2,340,251	2,604,950	2,909,184	3,186,666

資料：国民健康保険団体連合会

【障がい福祉サービスの推移】

単位：人・千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	597	622	659	698	742
総費用月額	167,689	179,693	184,146	209,166	233,449
訪問系	46,169	48,447	52,720	52,107	57,165
日中活動系	94,284	100,071	96,882	114,739	129,207
施設系	24,766	28,308	31,694	38,505	43,241
相談系	2,470	2,867	2,850	3,815	3,836
一人当たり費用月額	281	289	279	300	315
※相談系サービス除く	276	284	275	294	309

資料：長岡京市障がい者福祉課（各年度3月利用分）

【障がい児福祉サービスの推移】

単位：人・千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	437	465	499	531	585
総費用額	32,392	37,377	38,984	43,119	48,923
通所系	30,463	35,280	36,750	40,599	46,624
相談系	1,929	2,097	2,234	2,520	2,299
一人当たり費用月額	74	80	78	81	84

資料：長岡京市障がい者福祉システム（各年度3月利用分）

【障がい福祉サービスの利用圏域（事業所所在地）】

単位：件・%

サービス区分	請求件数	事業所所在地	
		乙訓圏域	他圏域
		割合	割合
訪問系サービス	454	351	103
		77.3%	22.7%
日中活動系サービス	684	394	290
		57.6%	42.4%
施設系サービス	163	73	90
		44.8%	55.2%

資料：国民健康保険団体連合会（令和8年3月分）

【障がい児福祉サービスの利用圏域（事業所所在地）】

単位：件・％

サービス区分	請求件数	事業所所在地	
		乙訓圏域	他圏域
		割合	割合
障がい児通所サービス	675	627	48
		92.9%	7.1%

資料：国民健康保険団体連合会（令和8年3月分）

【相談支援の利用圏域（事業所所在地）】

単位：件・％

サービス区分	請求件数	事業所所在地	
		乙訓圏域	他圏域
		割合	割合
計画相談支援	220	166	54
		75.5%	24.5%
障がい児相談支援	110	108	2
		98.2%	1.8%

資料：国民健康保険団体連合会（令和8年3月分）

2 現状と課題の整理

テーマ1 理解促進

【障がい福祉の動向】

- 「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月から事業者も合理的配慮の提供が義務化されました。
- 本市においても、法の改正に伴い「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を改正し、令和6年4月から施行しました。
- 令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」が施行され、手話の習得や使用、理解と関心の増進に取り組むこととされています。

【テーマに関する調査結果】 <<●：市民アンケート ▲：事業所アンケート ■：団体ヒアリング>>

- 日常生活において、約3割の方が偏見や差別を感じたことがあり、差別や偏見を感じる場面としては、交通機関や職場・学校などで高くなっています。
- 市民の障がいに対する理解が『進んでいる』と感じている割合は、前回調査よりも微増はしたものの、4割強にとどまっています。
- 障がいのある人の「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に対する認知度は、前回同様低い状態にあります。
- ▲障がいの有無に関わらず共に暮らす社会を目指すには、福祉サービスの量的拡大だけでなく、地域住民や企業との協働が重要です。
- ▲人権尊重を第一に、数値目標にとらわれない、ひとりひとりが大切にされることが実感できる社会づくりが望まれています。
- 幼少期からの地域の方々との交流や、学校を卒業してからの交流の場が少ないため、年代、障がいの有無にかかわらず交流できる環境づくりが望まれています。
- 福祉施設建設への反対運動にみられるように、依然として障がい者への偏見や間違った認識が根強くあり、相互理解を進めることが課題です。

【今後の課題】

本市では「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の施行や「あいサポート運動」等を通じ、障がい理解の向上に努めてまいりました。しかし、アンケートでは、市民の理解度や条例の認知度は依然として低い結果となり、日常における偏見や差別は根強く残っているとの意見がありました。

また、誰もが大切にされる社会を実現するためには、福祉サービスの拡充に留まらず、地域住民や企業との協働も必要です。

今後は、幼少期からの学校教育やイベント等の様々な機会を捉え、市民が障がいに触れ、正しく知るための理解啓発を推進します。あわせて、障がいの有無にかかわらず交流できる環境や相互理解を深める環境づくりを促進していくことが重要な課題です。

テーマ2 保健・医療

【障がい福祉の動向】

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行され、「障害福祉計画に係る基本方針」においても医療的ケア児等コーディネーターの配置が目標に掲げられています。
- 京都府では、医療的ケアを必要とする子どもとご家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活できるよう関係機関との連携を進めるため、医療的ケア児等支援センター「ことのわ」が令和4年に開設されました。
- 自立支援協議会の働きかけにより、今まで乙訓圏域になかった医療的短期入所事業所が、令和4年に本市に開所されました。

【テーマに関する調査結果】 <<●：市民アンケート ▲：事業所アンケート ■：団体ヒアリング>>

- 通院や医療を受ける際、通院が困難、専門的な治療をする病院が近くになく、医療費や交通費の負担が大きいなどでお困りの方が一定数おられます。
- 病院にかかった時にコミュニケーション・情報利用の際に困っている人がいます。
- 医療機関で差別や偏見を感じている人もいます。
- 適切な保健・医療サービスについては、約7割の方が満足しており、比較的高い評価となっています。
- ▲利用者への医療的ケアの実践機会が増えており、医療的ケアがより身近で利用できる環境が必要です。事業所としても研修の受講を推進されていますが、地域の訪問看護や医療の提供体制等の充実、および連携が望まれています。
- 小児期から生涯にかけて、リハビリを継続できる医療機関が圏域に望まれています。

【今後の課題】

本市が属する乙訓圏域は医療資源に比較的恵まれており、高度医療の受診も含め医療サービスへの満足度は概ね高い評価を得ています。

一方で、近くに専門病院がないことによる通院困難や経済的負担の軽減が求められています。また、事業所での医療的ケアの機会増加に伴う質の向上への対応や、地域の訪問看護・医療機関との連携が必要です。また、病院受診時において、コミュニケーションや情報利用に困っている人、差別や偏見を感じている人が存在します。

今後も、誰もが障がいの有無に関わらず安心して受診できるよう、医療機関に対して障がい特性への理解や適切な配慮を働きかけます。また、身近な地域で安心して質の高い保健・医療サービスを受けられるよう、医療、福祉、保健等の関係機関との連携を促進していく必要があります。

テーマ3 教育・療育

【障がい福祉の動向】

- 国は、平成25年10月に作成した「教育支援資料」を令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」と改定し、障がい理解や障がいのある幼児児童生徒への教育的対応や、適切な就学先決定のプロセスの留意点等を示しています。
- 本市における18歳未満の療育手帳の所持者数は、令和3年3月末では108人に対し、令和8年3月末では155人と増加しています。
- 地域の障がい・特性のある子どもの支援について中核的な役割を担う「乙訓児童発達支援センターU-BOC24」が、令和8年4月に開所しました。

【テーマに関する調査結果】 <<●：市民アンケート ▲：事業所アンケート ■：団体ヒアリング>>

- ▲放課後等デイサービスへのニーズが高く、希望どおりに受け入れできなかったケースが見られます。
- ▲障がい児相談支援の高いニーズに対して、報酬単価が低いこと、また職員の確保が課題となっています。
- ▲事業所では、地域のニーズや動向を把握し、現状を行政と共有する場が必要と考えています。
- 乳幼児期においては、発達に課題のある子どもが保育所以外の就園先も幅広く選択できることが望まれています。
- 学齢期においては、関係機関が連携体制を強化し、一人ひとりの子どもの能力が十分に発揮できる教育の場を提案できる環境づくりが望まれています。

【今後の課題】

本市における障がい児通所支援や障がい児相談支援へのニーズは年々高まっており、限られた資源の中で一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかなサービス提供体制の確保が課題となっています。そのためには、事業所の現状や動向を共有する機会を定期的に持ち、地域の潜在的ニーズを的確に把握することが必要です。

また、幼稚園、こども園、保育園のインクルージョン推進のため、児童発達支援センターが中核機能を十分に発揮し、各関係機関との円滑な連携と適切な支援を継続できる体制を支援することが必要です。

発達に課題がある子どもや障がいのある子どもにとって、乳幼児期から成人期まで途切れることのない一貫した支援が行われることが大切です。そのため、保育、福祉、教育などの関係機関による切れ目ない連携システムの構築が求められています。また、相談支援を充実させ、早期発見、早期対応できる体制をつくる必要があります。

テーマ4 地域生活の継続

【障がい福祉の動向】

- 令和2年の社会福祉法改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。本市においては令和5年度より、複雑・複合化した支援ニーズに対し、分野を超えた関係機関と地域住民等との連携・協働を基盤として対応する「とりこぼさない支援体制整備事業」を開始しています。
- 令和8年6月に地域生活支援拠点等として拠点コーディネーターを配置した事業所「乙訓ソレイユの丘」が開所し、地域の事業所等とも分担しながら、相談、緊急時の受入・対応等の機能を担っています。

【テーマに関する調査結果】 <<●：市民アンケート ▲：事業所アンケート ■：団体ヒアリング>>

- 介助者の不安の内容をみると、「将来の見通しがたてられない」の割合が最も高くなっていますが、その他に介助者の心身や健康についてや、経済的負担が大きいなどの割合が高くなっています。
- 長岡京市で生活していくために必要な支援として、経済的な負担軽減や必要な福祉サービスが適切に利用できること、緊急時に助けてくれる人がいる地域づくり等が求められています。
- ▲居宅介護や計画相談支援等が不足しているサービスとして挙がっています。
- ▲定員増員や新規参入が進まない理由について、職員の確保が困難、報酬単価が低いことが挙げられています。
- ▲提供するサービスの質の向上に向けた課題について、職員応募者が少ない、職員の資質向上が挙げられています。
- ▲事務作業が煩雑で、通常の支援と並行して制度改正等に対応することに困難さを感じる事業所が多くあります。
- 地域での支援が受けられない場合、乙訓圏域外など、住み慣れた地域から離れた施設に入所せざるを得ないという課題がある中、本人の意向が丁寧に聞きとられる仕組みや、地域でどのような支援をしていくべきかを検討する機会が必要です。
- 特に受け入れ先が限定される重症心身障がいや医療的ケアの必要な人について、緊急時の体制を検討する必要があります。
- 福祉サービス全般で若者の新規雇用が難しく、支援者の年齢はますます高齢化が進んでいる中で、将来の支援の担い手不足が心配されています。

【今後の課題】

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域における支援体制の充実が不可欠です。令和8年度に開始した地域生活支援拠点等事業を活用し、特に緊急時に備え、平常時から地域内での連携を構築し、様々なケースに対応できる仕組みづくりを進める必要があります。一つの施設だけで全てを完結させることが難しい場合でも、地域全体で協力し合い、連携体制を通じて支援を提供できる仕組みが求められています。

また、福祉人材の不足に対しては、国への処遇改善等の要望や、圏域に人を呼び込む仕組みづくりを通じて人材の確保・質の向上に努める必要があります。

テーマ5 雇用・就労

【障がい福祉の動向】

- 法定雇用率については段階的に引き上げられ、民間企業の法定雇用率は令和8年7月以降2.7%となります。また令和6年4月以降、障害者雇用のための事業主支援が強化され、障害者雇用相談援助事業が開始、障害者雇用関係の助成金が拡充・新設されています。
- 障がいのある方が自分に合った仕事や働き方などを主体的に選ぶことができるよう、新たなサービスとして令和7年10月より就労選択支援が開始しました。

【テーマに関する調査結果】 <<●：市民アンケート ▲：事業所アンケート ■：団体ヒアリング>>

- 働く意欲のある人や現在就労している人は、前回調査に比べ高くなっています。
- 日中の過ごし方として、収入を得て仕事をしている人も多くいます。
- 退職した経験のある人のうち精神障がいのある人では6割以上と高くなっています。その理由として、周囲とのコミュニケーションの割合が高くなっています。
- 障がいのある人が働き続けるためには、職場の理解が求められています。
- 今後利用したいサービスとして、障がい別でみると、精神、療育や発達障がい「就労継続支援（A・B）」の割合が高くなっています。
- ▲就労継続支援を提供する事業者側では、希望される時間帯にサービスを提供できないなど、受け入れができなかったという回答がみられます。
- 例えば視覚障がいなど、障がい種別に特化した就労支援A型事業所があると良いとの声があります。
- 障がいのある人が継続して就労することの難しさが心配されています。
- 関係機関の連携が進んだことで、地域の企業への就労や、現場実習を受けてもらえる機会が増えたとの声があります。

【今後の課題】

本市では、障がいのある人の働く意欲や地域企業での現場実習・雇用機会が増加傾向にあるものの、誰もが適性に応じて働き続け、ステップアップできる環境の整備には課題が残されています。職場の理解促進や障がい特性への配慮、就労後の継続的なフォローアップなど、一人ひとりに寄り添った支援体制を整備し、障がいのある人が安心して働き続けられる環境の実現が不可欠です。また、一般就労が難しい人々にとって、働く場の確保は依然として大きな課題となっています。特に精神・療育・発達障がいを中心に、就労継続支援のニーズが高まりつつありますが、時間帯による受け入れ困難や事業所の不足といった課題が現状として指摘されています。また、障がい種別に特化した事業所を求める声もあります。このような状況に鑑み、引き続き、サービス量の拡充に努めていく必要があります。

今後は障害者自立支援協議会の就労支援部会を積極的に活用し、就労継続支援（B型・A型）、就労移行支援事業所、学校などとの情報共有を進めながら、関係機関の連携を強化する必要があります。さらに、就労の場を柔軟に選択できる仕組みづくりを進めるとともに、働き始めてからのキャリア形成までを支援する総合的な取り組みが必要です。

テーマ6 文化芸術・スポーツ

【障がい福祉の動向】

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に施行され、すべての人が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境を整えることを目指しています。
- 京都府では、障がいのある方がそれぞれの個性や才能を発揮する場として「京都とっておきの芸術祭」を平成7年度から開催しています。
- 平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」とされています。
- 耳がきこえない・きこえにくいアスリートのための国際総合スポーツ競技大会であるデフリンピック2025が、令和7年11月に日本ではじめて開催されました。

【テーマに関する調査結果】 <<●：市民アンケート ▲：事業所アンケート ■：団体ヒアリング>>

- 外出の目的として、「趣味やスポーツする」の割合は、前回同様2割弱にとどまっています。
- 本市の文化・芸術において、身近で文化・芸術にふれる機会があり、生活やうるおいや充実を感じる割合は約5割となっています。
- スポーツの機会としてスポーツリクリエーションの広場があるが参加している会員は少ない、学校卒業後に一緒にスポーツをする仲間や機会がなくなってしまう、どこでどんな活動をしているのかの情報をどうやって得られるのかわからないなどの意見から、活動を希望する場合でも活動できる場がない又は周知が届いていないことが課題となっていることが考えられます。
- イベントに参加したいと思っても、移動支援従事者の確保が困難な場合があります。

【今後の課題】

本市において、趣味やスポーツ目的の外出や文化・芸術に触れる機会への満足度は約5割と一定の評価を得ています。

一方で、外出の目的とされている割合は前回調査時と同程度の2割弱となっており、文化芸術やスポーツにふれ合う機会についての情報がとどいていない可能性があります。

参加に当たっての課題として、具体的には、活動の場の確保、情報提供や発信の不足、参加に当たっての移動手段の確保が挙げられています。

今後は、障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加・交流できる事業のあり方を検討するとともに、必要な情報を的確に届ける発信方法の工夫が求められます。移動等の支援体制の確保も含め、当事者が孤立せず、余暇を豊かに楽しめる環境づくりを進める必要があります。

テーマ7 安全・安心

【障がい福祉の動向】

- 令和7年7月に改正施行される災害救助法では、救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化しています。また、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました。
- 令和9年4月に改正施行される「社会福祉法」では、市町村・都道府県が策定する地域福祉計画の記載事項に「防災」を追加することとしました。
- 令和8年6月に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、成年後見制度について、後見及び保佐の制度を廃止して補助の制度に一元化して本人にとって必要な範囲でその利用を可能とすること等の見直しが図られました。

【テーマに関する調査結果】 <<●：市民アンケート ▲：事業所アンケート ■：団体ヒアリング>>

- 「成年後見制度」についての認知度は若干高くなりましたが、約6割の人は内容を知らないと回答されています。
- 災害時の避難について、「ひとりでできる」「声かけ・介助があればできる」と回答した人が7割以上であった一方、一人では避難できない人が1割程度おられます。
- 近所に助けてくれる人が「いない」「わからない」の割合は前回調査から大きな変化はありませんが、全体の7割を超える結果となりました。
- 避難所への避難にためらいを感じている人は6割以上となっており、避難所では、トイレ等の設備の問題や周りの人に迷惑をかけてしまう、プライバシーの問題などに不安を抱えている人が多くなっています。
- 行政による情報提供で利用しやすいものとして、「市役所窓口でのコミュニケーション」や「広報紙「長岡京ライフ」からの情報入手」の割合が高くなっています。
- 災害が発生した時、何処へどうやって避難するのかや避難時に障がい者が避難所で過ごすための情報取得が不安視されています。
- 自治会があるところは防災の取り組みも進んできているが、避難行動を一人で行うことが難しい高齢者や障がい者などがどのように避難所まで行くかという個別避難計画を作られていない人も多くいます。
- 重度の障がいのある方、医療ケアの必要な人に対する物資の配給、電源、医療機器、情報提供手段の確保が不安であることや福祉避難所への避難や自宅避難に対する対応などが課題として挙げられています。

【今後の課題】

障がいのある人が災害時や日常生活において安心して暮らせる環境づくりに向け、防災対策と権利擁護の双方に大きな課題があります。

安心して避難できるよう、地域での顔の見える関係づくりや事前の避難計画作成の推進及び当事者を交えた避難訓練の実施などが必要です。また、避難した後も、避難所での生活を維持するため物資や電源などの確保をはじめ、情報伝達手段の確保も求められています。

権利擁護の面では、成年後見制度の認知度が低いことが課題として挙げられます。また、制度を利用する人が知的障がいや精神障がいのある人よりも圧倒的に少ないことから制度が十分に活用されていないとの見方もあります。正確な知識に基づき制度の利用に至るよう周知啓発を行うとともに地域連携ネットワークの推進が求められます。

理念と目標

1 本市の障がい福祉の理念

本市では、平成30年4月に「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行しました。この条例では、お互いの違いを認めあい、多様な個人が共に支えあって暮らす共生社会の実現をめざすことをうたっています。

本計画では、長期的視野に立って、障がいがあってもなくても、また、障がいが重くても、すべての人が自分らしく地域で生活することができるよう、基本理念を「●●●●●●●●●●」としながら、障害者基本法に規定される基本原則にのっとり、理念の実現に向けた障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

【基本目標案①】（第6次と同じ）

誰もが共に自分らしく暮らす 住みたいまち 住みつづけたいまち 長岡京

【基本目標案②】

誰もが共に自分らしく暮らす 住みつづけたいが かなうまち 長岡京

【基本目標案③】

誰もが共に自分らしく暮らす 地域の中で安心できるまち 長岡京

【基本目標案④】

誰もが住み慣れた地域で、地域と共に その人らしく暮らしているまち 長岡京

2 障がい福祉施策を進めていく上での視点

(1) 障がい者中心の総合的・横断的な支援

共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とするサービスの提供を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

さらに、障がい種別等によって異なる個々のニーズを的確に把握し、障がい者のライフステージの各段階を通じた総合的な支援を行うとともに、支援にあたっては、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する体制を構築していきます。

(2) 合理的配慮とアクセシビリティの推進

障がい者の社会参加が進む中で、地域における障がい者の自立や社会参加に係るバリアをなくすことで共生社会が実現していきます。

令和6年4月に、障害者差別解消法の一部改正法が施行され、民間事業者にも合理的配慮が義務化され、あらゆる社会経済活動において障がい者を取り巻く社会的障壁を解消するよう障がいの有無に関わらず、共に知恵を出し合い、行動することが求められています。

また、令和4年5月の障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行により、情報技術の発展に伴い、障がい者の情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上なども強く求められています。

障がいのある人もない人も共生する社会の実現に向けて、様々な主体の連携と、市民や事業者の幅広い理解の下、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図ります。

(3) 社会参加や就労による活躍の支援

障がい者の個性や能力を発揮し、活躍できる機会や環境を整えていくことで、障がい者が地域で安心して住み続けられることにもつながります。

必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、スポーツや文化芸術活動の促進や、障がい者雇用の拡大・定着を進めるとともに、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援します。

3 基本目標

本市の障がい福祉の理念を踏まえ、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標1 ふれあい・わかりあい・支えあうことができる

障がいのある人となない人との相互理解に向けて、ふれあい交流できる機会を充実させます。また、地域で暮らす人々がお互いに支えあいながら障がい福祉を推進することのできる環境を作ります。

基本目標2 保健・医療サービスの安心がある

疾病の早期発見や予防に加え、地域での医療提供体制の充実を図ります。また、医療機関に対して障がい特性への理解や適切な配慮を働きかけるとともに、医療、福祉、保健等の関係機関との連携を促進します。

基本目標3 子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる

障がいのある子どもや発達に課題のある子どものライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援体制を構築します。また、各機関との円滑な連携と、適切な支援が継続できる体制を作ります。

基本目標4 住み慣れた地域で継続して生活できる

障がいのある人が、自分らしい暮らしができるよう、地域での自立生活を支えるサービスを充実させるとともに、関係機関との連携強化を図り、障がいのある人や家族のための相談体制と機能の充実を図ります。また、障がい者の様々なニーズを把握し、住み慣れた地域で生活ができるよう、福祉支援者の人材育成と確保に取り組み、障がい者の生活を支える障がい福祉事業所への支援を促進します。

基本目標5 自分らしく働き、社会参加ができる

障がい者の外出支援や就労支援を通じて社会参加を促進するため、働く意欲と工賃の向上をめざします。また、公的機関や民間事業者に対する雇用の促進に向けた理解啓発にも取り組みます。

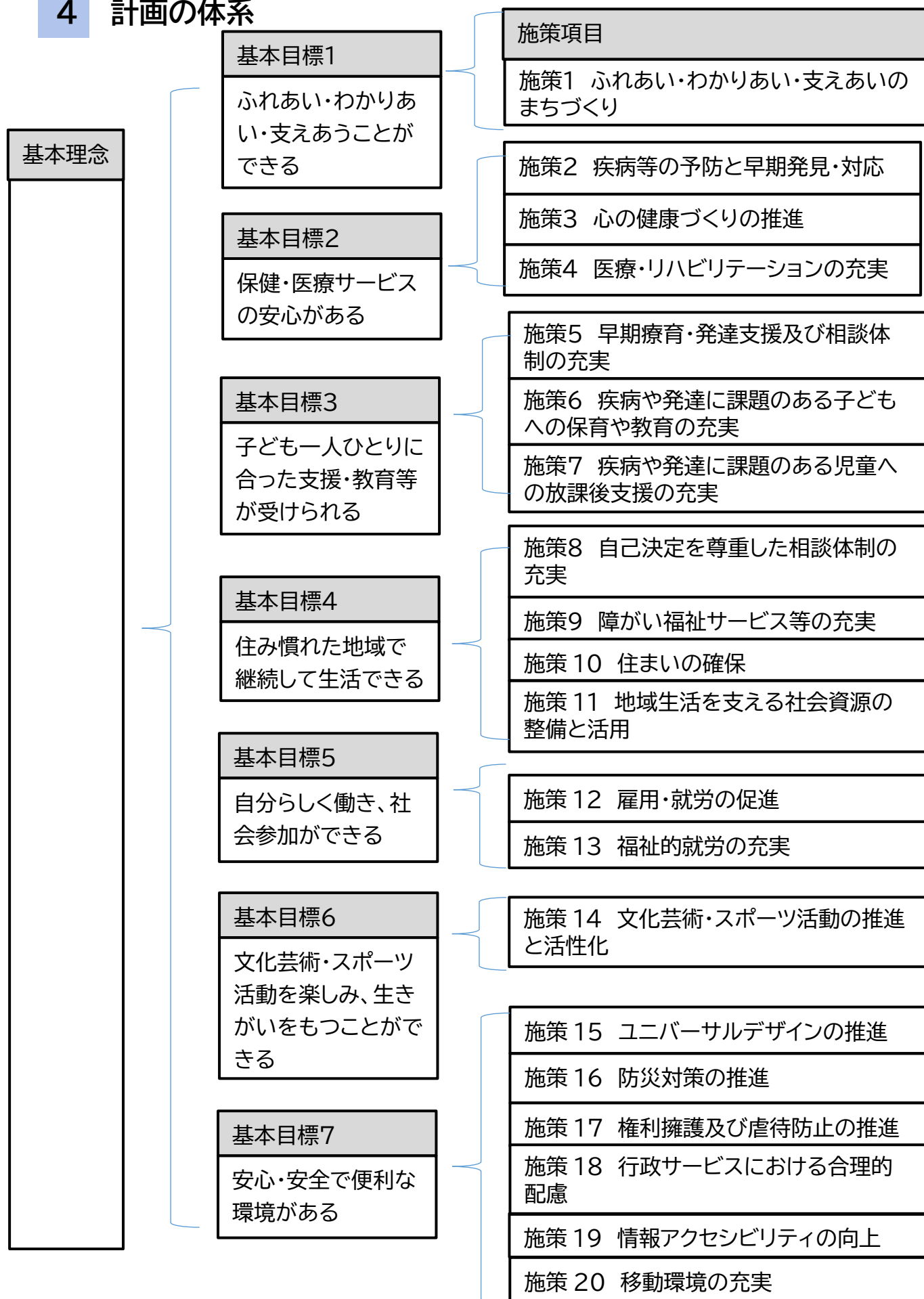
基本目標6 文化芸術・スポーツ活動を楽しみ、生きがいをもつことができる

障がいのある人が仲間と交流したり、自己の能力を高めることができるよう、文化芸術やスポーツ活動の場の充実に取り組みます。また、障がいのある人が地域の中で安心して生きがいを持ち暮らしていくための交流できる居場所づくりを促進します。

基本目標7 安心・安全で便利な環境がある

障がいの有無にかかわらず、誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりを推進します。また、地域の支えあい根ざした障がいのある人等の防災対策や権利擁護・虐待防止の取り組みを行います。

4 計画の体系



1 ふれあい・わかりあい・支えあうことができる

施策1 ふれあい・わかりあい・支えあいのまちづくり

幼少期や学齢期の相互理解に向けて教育とも連携しながら、地域や市の事業などでの障がいのある人となない人が互いにふれあい交流できる機会や活動の場を充実させます。

また、疾病や障がいについて知り、学ぶ機会を積極的に提供するなど、市民や当事者などの理解促進に努めるとともに、障がいのある人となない人の相互の支えあいやボランティアの活動を促進します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	多様なふれあいを通じて、障がいのある人となない人の交流と相互理解、支えあいが進んでいる。
------------------	--

この施策のもとで取り組む主な事業

1	障がい理解・合理的配慮提供促進事業	担当課	障がい福祉課
	「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」の趣旨に基づき、共生のまちを実現するため、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けを実践する「あいサポーター」の養成や、市民への障がい者に対する合理的配慮や多様な障がい特性への理解を促進します。		
2	ほっこりんぐ事業	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス事業所で製作された製品を市役所や市のイベントなどで販売する機会を設け、施設利用者の工賃向上を図ります。また販売を通して、障がいのある人となない人の交流機会を創出し、障がいについての理解促進につなげます。		
3	人権啓発推進事業	担当課	共生社会推進課
	人権が尊重され、多様性を認めあう共生社会の実現をめざして「人権・男女共同参画フォーラム」を開催するなど、広く人権を考える機会を提供し、人権意識の普及・高揚を図ります。		
4	「障がい者児の人権を考える市民のひろば」開催事業	担当課	障がい福祉課
	市民が障がいについて学ぶ機会として、障害者週間に併せて誰もが気軽に参加できるよう配慮しつつ、障がいに関する企画や展示、体験、発表などを行います。		
5	人権教育・啓発推進事業	担当課	生涯学習課
	人権週間に併せて人権啓発に関する標語・ポスター等を市民から募集し、入賞作品の展示を行うほか、人権問題研究市民集会の開催、ホームページを通じた		

	人権啓発等を行います。		
6	社会福祉大会等開催事業	担当課	地域福祉連携室
	社会福祉大会において、自らその障がいを克服し、現在、自立更生して他の模範とするに足りると認められる人（自立更生者）と、永年にわたり、障がいのある人の自立の支援に尽力し、その功績が顕著であると認められる人（更生援護功労者）に対してきりしま賞を贈呈します。		
7	福祉的な学習機会の提供事業	担当課	学校教育課
	福祉について関心を持ち、障がいのある人への正しい理解と認識を深めることができるよう、小・中学校における交流教育や体験活動の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え合うことができる豊かな児童生徒の育成に努めます。		
8	まちづくりへの参画促進事業	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人の意見が行政運営や地域活動等において反映されるよう、当事者やその家族との対話の場を継続して設けるとともに、誰もが参加しやすい環境を整えつつ、審議会等への参画促進に取り組みます。		
9	イベント等に参加しやすい環境づくり事業	担当課	障がい福祉課
	市や京都府、関係団体等によって開催される各種イベントや講座について、広報紙やホームページなどの情報媒体を活用した情報発信や、手話通訳者、要約筆記者等の派遣をはじめとする人材支援の充実など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。		
10	障がい者社会参加・自立支援事業補助金給付事業	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人の活動の充実や当事者団体等の組織育成のため、障がい者団体が自主的に実施する事業経費に対する補助金の交付等の支援を行います。		
11	地域福祉活動団体支援事業	担当課	地域福祉連携室
	福祉ボランティア団体等の福祉活動を振興し、当該活動を行う団体等の健全な育成を図るために、活動の継続又は発展に係る事業に要する経費に対して、助成金を交付します。また、市内団体の活動の実態に合わせて、制度そのものの今後のあり方についても検討します。		
12	視覚障がい者生活訓練委託事業 【旧：障がい者文化教室等委託事業】	担当課	障がい福祉課
	視覚障がい者が安全で快適な日常生活を送れることを支援するため、日常生活における技能の習得を目的とした視覚障がい者生活訓練を委託します。		
13	共生型交流エリア連携促進事業【新規】	担当課	障がい福祉課
	共生型交流エリア内に立地する健幸すぽっと、粟生畑ヶ田公園、児童発達支援センター・地域生活支援拠点や向日が丘支援学校が参画する連携協議会を設置し、障がいの有無や年代にかかわらず、市民が交流できるイベントや事業を展開します。		

2 保健・医療サービスの安心がある

施策2 疾病等の予防と早期発見・対応

障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見と治療に努めます。また、障がいのある人等やその家族に、健康づくりに関する指導・助言を行います。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・対応のため、健診や訪問等が確実に行われている。
------------------	--

この施策のもとで取り組む主な事業

14	乳幼児・妊婦健康診査事業	担当課	こども家庭センター
	乳幼児健診時に、乳幼児とその保護者を対象に、疾病等の予防・早期発見と育児支援等を行います。また、妊婦に対しては、医療機関での妊婦健診で使用する公費負担受診券つづりを発行し、支援等が必要な妊婦には訪問指導を行います。		
15	新生児訪問事業	担当課	こども家庭センター
	新生児がいる家庭を訪問し、健康に係る問題を早期に発見し治療につなげます。また、育児上必要な助言や情報提供・育児相談に応じます。		
16	育児支援家庭訪問事業	担当課	こども家庭センター
	障がいのある乳幼児（疑いを含む）がいる家庭を保健師等が訪問し、障がいの早期発見と、家庭内での円滑な育児への支援を行います。		
17	各種健康診査事業	担当課	健康づくり推進課
	長寿（後期高齢者）健康診査、健康増進法による健康診査、20・30歳代の健康診査、特定保健指導等を実施し生活習慣病予防を一層推進していきます。		
18	各種検診事業	担当課	健康づくり推進課
	健康の保持・増進のため、各種がん検診、胃がんリスク検診、肝炎ウイルス検診等の受診促進や、がんの早期発見、がんに関する正しい情報の普及啓発を図ります。		
19	特定健康診査事業	担当課	国民健康保険課
	健康と長寿の確保と医療費の伸びの抑制のため、糖尿病等の生活習慣病を中心とした疾病予防を図る観点から国民健康保険の被保険者に特定健康診査と特定保健指導を行います。		

施策3 心の健康づくりの推進

医療、教育、福祉、保健・産業保健、民間団体等の関係機関との連携のもと、“心の健康”に関する知識の普及に努めます。また、早期に悩みを抱える人に気づき、初期段階で適切な対応ができるよう、地域における“心の健康”づくりを推進します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	誰でも気軽に安心して相談できる窓口が充実している。
------------------	---------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

20	精神障がい者相談支援事業	担当課	障がい福祉課
	精神保健福祉士などの専門員が、精神障がいに関する相談等に応じます。また、精神障がい者連絡員が、精神障がいに対する差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に関する相談に応じ、市へ報告します。		
21	地域障がい者相談支援委託事業（精神）	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業の相談支援事業所が、精神障がいのある人等の日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護等について情報提供や相談に応じます。		
22	自殺対策事業	担当課	地域福祉連携室
	自殺の危険を示すサインや悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人（ゲートキーパー）を、地域の中で1人でも多く増やすため講座を実施します。		

施策4 医療・リハビリテーションの充実

障がい特性等に配慮した参加しやすい健康づくり事業や、障がいの原因となる疾病等の予防を推進し、適切な治療へつなぎます。また、障がいのある人等に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう発症後の治療から社会復帰、社会参加までを支援します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	障がい特性や希望に応じた適切な保健・医療サービスが 充実している。
------------------	--------------------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

23	地域リハビリテーション事業	担当課	健康づくり推進課
	医師等による整形相談会や、作業療法士・理学療法士によるリハビリテーション相談の実施により、二次障がいの予防と地域リハビリテーションの概念の普及啓発を図り、地域で自分らしく暮らすことができる環境を作ります。		
24	自立支援医療給付事業	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人等が公費医療対象となる治療を受ける場合、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）、自立支援医療特別対策事業、療養介護医療等の給付を行います。		
25	地域医療体制の充実事業	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人が、地域において気軽に医療機関を受診できるよう、関係機関への啓発により、障がいに対する理解のある医療関係者を増やします。また、障がいのある人に対する医療制度・サービスの周知に取り組むとともに、医療的ケア児・重症心身障がい児者等の医療型短期入所の受入体制強化等に努めます。		

3 子ども一人ひとりに合った支援・教育等が受けられる

施策5 早期療育・発達支援及び相談体制の充実

乳幼児の心身障がいや発達の遅れ等について、早期発見と早期支援の充実を図るとともに、「ながおかきょう“リンク・ブック”」等を活用して、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない一貫した支援を進めます。また、児童発達支援センターが発達支援が必要な子どもを支える中核機関としての機能を果たせるよう、各関係機関との円滑な連携と、適切な支援を継続できる体制を支援します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	発達に課題のある子どもが早期に適切な支援につながっている。
------------------	-------------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

26	児童発達支援センター等促進事業（仮）【新規】	担当課	障がい福祉課
	児童発達支援センターと各支援事業所とのネットワークを構築し、同センターが地域の中核機能を果たせるよう支援します。		
27	発達障がい児者支援体制整備（仮）【新規】	担当課	障がい福祉課
	発達障がいに係る初診待機期間が長期化傾向にある中、福祉・医療・教育の連携を密にし、一人ひとりの個性に応じた最適な支援が受けられるよう早期支援実現モデルの構築を目指します。		
28	リンク・ブック利用促進事業（仮）	担当課	障がい福祉課
	子どもの発達に関わる福祉、保健、教育等の関係機関の連携強化により、切れ目ない支援体制を構築します。また、特性や発達について共有できる「ながおかきょう“リンク・ブック”」を大人になっても活用できるよう促進します。		
29	障害児相談支援給付・障害児通所給付事業	担当課	障がい福祉課
	子どもの発達課題に応じた児童福祉サービス等の利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じ、障がい児支援利用計画作成のための障がい児相談支援事業の支給決定をします。また、障がい児支援利用計画に基づき、適切なサービスを検討した上で必要な児童福祉サービスの支給決定をします。		
30	発達支援保育実施事業（巡回訪問）	担当課	子育て支援課
	専門職チームによる保育所巡回訪問を実施し、発達支援の必要な子どもに対する保育等支援技術の向上を図ります。		
31	軽度・中等度難聴児発育支援事業	担当課	障がい福祉課
	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を助成し、健全な発達を支援します。		

32	教職員研修事業	担当課	教育支援センター
	特別支援教育に関する正しい知識の浸透を図るために教職員に対して普及啓発と理解促進に取り組めます。		
33	誰一人取り残さない学校づくり事業	担当課	教育支援センター
	臨床心理士等専門の相談員が、子どもの教育に関する様々な心配や悩みについて、心理検査やプレイセラピー、来所による面談、電話による相談など、教育相談の体制の強化を図ります。		
34	発達相談事業	担当課	こども家庭センター
	医師や発達相談員が、乳幼児の発育や発達、言葉の悩み等について随時相談に応じます。		

施策6 疾病や発達に課題のある子どもへの保育や教育の充実

疾病や発達に課題のある子どもが、地域の支えのもとで健やかな成長を叶えられるよう、発達支援保育や教育相談、特別支援教育など支援の基盤を充実させ、個別支援や集団活動支援を推進します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	疾病や発達に課題のある子どもが安心して生活し、学ぶための保育・教育環境が充実している。
------------------	---

この施策のもとで取り組む主な事業

35	発達支援保育実施事業	担当課	子育て支援課
	発達支援保育指導会議で、保育及び発達支援の必要な子どもについて総合的な検討を行うとともに、関係機関間の連携強化を図り、より質の高い発達支援保育を実施します。また、インクルーシブ保育の実施のため、子どもの発達過程に応じ、指導計画に基づく保育を適切に実施し、発達支援加配保育士を継続して配置します。		
36	通級指導の充実事業	担当課	学校教育課
	小・中学校において通常の学級に在籍している特別な支援を要する子どもに対して指導を行います。		
37	学校教育管理事業（特別支援教育支援員の配置）	担当課	学校教育課
	小・中学校において発達障がい等により、通常の学級に在籍しながら特別な支援を要する場合や、特別支援学級に在籍しながら特に支援を必要とする児童生徒に対して、支援員を配置します。		
38	長岡京市教育支援委員会運営事業	担当課	教育支援センター
	障がいや発達に課題のある子どもの就学と教育的支援について調査及び審議を行い、適切な就学につなぐとともに、特別支援教育に関する学習及び研究等を行い、支援体制の強化を図ります。		
39	小（中）学校就学援助支援事業（特別支援教育就学奨励費支給事業）	担当課	学校教育課
	小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒に対して、就学に係る経費の一部を援助することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育に関わる環境の充実に努めます。		

施策7 疾病や発達に課題のある児童への放課後支援の充実

疾病や発達に課題のある児童の放課後の過ごし場の確保することを通じて、児童の育ち、地域とのつながりづくりを支援します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	疾病や発達に課題のある子どもが、放課後の充実した生活を過ごす場が保たれている。
------------------	---

この施策のもとで取り組む主な事業

40	障がい児通所給付事業（放課後等デイサービス）	担当課	障がい福祉課
	児童福祉法に基づく放課後等デイサービスについて、障がい児支援利用計画に基づき適切なサービスを検討した上で支給決定します。また、事業所・学校等の関係機関の連携に努めます。		
41	放課後児童クラブ事業	担当課	教育総務課
	疾病や発達の課題がある子どもを放課後児童クラブで受け入れるための施設整備を行うとともに、加配支援員の配置など環境の充実に努めます。		
42	すくすく教室推進事業	担当課	生涯学習課
	学校や地域、家庭が一体となって、子どもの安全・安心な居場所を確保し、特別教室や体育館等の学校施設において、地域の活力を利用して、放課後や週末などの子ども達の活動拠点を創出し、学習やスポーツ、文化活動などの取り組みを推進します。また、子ども同士の大切なふれあいの場となるよう、障がいの有無にかかわらず同じプログラムに参加できるように取り組みます。		

4 住み慣れた地域で継続して生活できる

施策8 自己決定を尊重した相談体制の充実

障がいのある人やその家族等が気軽に相談でき、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	身近で気軽な相談から専門相談まで、自己決定を支える 相談体制が充実している。
------------------	---

この施策のもとで取り組む主な事業

43	地域障がい者相談支援委託事業	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業の相談支援事業所が、障がいに関する日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護などの情報提供や相談に応じます。また、乙訓障がい者基幹相談支援センターをはじめとした関係機関との連携を強化します。		
44	心身障がい者相談事業	担当課	障がい福祉課
	身体障害者福祉法と知的障害者福祉法による障がい者相談員を設置し、相談員自らの経験を生かして相談に応じます。		
45	地域障がい者相談支援委託事業（精神） 〈再掲（21と同じ）〉	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業の相談支援事業所が、精神障がいのある人等の日常生活、福祉サービス、就労、住居、権利擁護等について情報提供や相談に応じます。		
46	地域相談支援事業（進路相談）	担当課	障がい福祉課
	特別支援学校卒業予定者が希望に沿った適切な進路に進むことができるよう、学校主催の進路相談に参画し、本人・保護者・学校・その他支援機関とともに支援します。		
47	相談支援体制充実事業	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス、児童福祉サービス利用希望者の増加に伴う計画相談のニーズへの対応をはじめ、総合的な相談対応や適切な支援へつなげることのできる包括的な相談支援体制の構築をめざします。		

施策9 障がい福祉サービス等の充実

地域での自立生活を支えるサービスの充実を図り、誰もが安心して障がい福祉サービス等を利用できる体制を整えます。また、障がいのある人の生活を支える用具を適正に給付します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	サービス等利用計画に基づく支給決定により、適切なサービス利用が確実に行われている。
------------------	---

この施策のもとで取り組む主な事業

48	指定特定相談支援給付・自立支援給付事業	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス等の利用ニーズに対し、適切な支援が受けられるよう相談に応じ、サービス等利用計画を作成するための計画相談支援サービスの支給決定をします。また、サービス等利用計画に基づき、適切なサービスを検討した上で必要な介護・訓練等の障がい福祉サービスの支給決定をします。		
49	補装具給付事業	担当課	障がい福祉課
	身体障がいのある人が、国が指定する補装具を装着することにより失われた身体の一部、あるいは機能を補完できる場合に給付します。		
50	支援の資質向上のための研修参加事業	担当課	障がい福祉課
	国や京都府が開催する、障がい福祉に関連する資質の向上を目的とした研修等に積極的に参加し、窓口対応やサービス提供の質の向上に取り組めます。		
51	日常生活用具給付適正化事業	担当課	障がい福祉課
	地域生活支援事業上の日常生活用具について、種目や基準額、交付要件の適正化を図ります。		
52	相談支援体制充実事業〈再掲（47と同じ）〉	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス、児童福祉サービス利用希望者の増加に伴う計画相談のニーズへの対応をはじめ、総合的な相談対応や適切な支援へつなげることでできる包括的な相談支援体制の構築をめざします。		

施策10 住まいの確保

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、障がいの特性を踏まえた生活環境の改善を支援します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	自分が選ぶ住まいで安心して快適に暮らすことができるよう、適切に制度が運用されている。
------------------	--

この施策のもとで取り組む主な事業

53	身体障がい者住宅改造助成事業	担当課	障がい福祉課
	身体障がいのある人が、住宅のバリアフリー化のため住宅を改造するとき、市の専門職等が相談に応じ、改造費用の一部を助成します。		
54	市営住宅修繕事業	担当課	住宅営繕課
	市営住宅の大規模修繕等に合わせて、住棟・住戸内への手すりの設置や段差の解消などを行います。		

施策11 地域生活を支える社会資源の整備と活用

障がい者が住み慣れた地域で生活ができるよう、障がい福祉サービスに係る事業所の新規参入や安定的な運営への支援を促進するとともに、福祉人材の養成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。また、緊急時のサポート体制を堅持します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	地域生活支援拠点等を中心に地域で生活を続ける支援体制が整備されている。
------------------	-------------------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

55	地域生活支援拠点等促進事業（仮）【新規】	担当課	障がい福祉課
	「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を身近な地域において提供し、障がい児者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくことができるよう支援するための体制をつくります。乙訓圏域では、複数の機関が分担して機能を担う面的整備型で事業を促進します。		
56	障がい福祉人材養成事業	担当課	障がい福祉課
	手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成講座を開催します。また、介護職員初任者研修の開催や開催支援などを通じ、障がい福祉人材の養成・定着を図ります。		
57	福祉の人材育成事業	担当課	地域福祉連携室
	社会福祉に携わる人材を育成するため、福祉事務所において、社会福祉士等の養成課程における社会福祉現場実習の受け入れを行います。また、社会福祉主事資格の取得に必要な講座を受講するための費用を支給します。		
58	人材確保支援事業	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス事業所の人材確保のための催し等について協力・支援します。自立支援協議会や高齢関係部署等とも連携し人材確保の取り組みを行います。		
59	乙訓圏域障がい者自立支援協議会設置・運営事業	担当課	障がい福祉課
	障がいのある人等と医療・福祉・行政など関係機関が障がいのある人の地域生活上の課題を共有し、課題解決に向けた協議を通して連携強化を図ります。		
60	在宅障がい者一時保護費事業	担当課	障がい福祉課
	病気やけがなど、介助・介護を行っている家族の突発的な事情により、一時的に在宅での生活が保てない事態が生じた際に、事業所に滞在・宿泊できる緊急一時保護の支給決定をします。		

5 自分らしく働き、社会参加ができる

施策12 雇用・就労の促進

障がいのある人等が生きがいを持って働くことができるまちづくりを進めるため、関係機関とのネットワークを構築し、市民、事業主等の理解促進を図ります。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	「働く意欲」のもと、より多くの障がいのある人等が 様々な職域・職場でいきいきと働いている。
------------------	--

この施策のもとで取り組む主な事業

61	就労移行・定着支援推進及び支援体制強化事業	担当課	障がい福祉課
	就労移行支援事業や就労定着支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がいのある人が安心して働き続けられる環境整備を進めます。また、公共職業安定所やしょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」、京都府障害者職業センターなどの関係機関と連携して、サポート体制を構築し、個々の状況に応じた支援に努めます。		
62	あいサポート企業等認定事業	担当課	障がい福祉課
	共生社会の実現をめざし、あいサポーターの普及に積極的に取り組み、職場における障がい理解を促進する企業や団体をあいサポート企業等に認定します。		
63	障がい者雇用促進事業	担当課	職員課
	障がいのある人の市役所における雇用を進め、法定雇用率を達成するとともに、能力を発揮し、継続して働くことができるよう、サポートに取り組めます。		
64	重度障がい者等就労支援特別事業【新規】	担当課	障がい福祉課
	通勤や職場介助を必要とする重度障がいのある方等に対し、障がい福祉サービス（重度訪問開度、同行援護又は行動援護）と同等の支援を行います。 ※民間で雇用されている方の場合、 「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」との併給調整あります。		

施策13 福祉的就労の充実

障がいのある人等が、生きがいを持って社会参加できるよう、様々な就労機会の創出に取り組めます。また、自主製品等の受注促進や販路拡大などを通じて、働く意欲と工賃の向上をめざします。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	ほっこりんぐ等の活動が広がって、「工賃」と「働く意欲」が向上している。
------------------	-------------------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

65	ほっこりんぐ事業〈再掲（2と同じ）〉	担当課	障がい福祉課
	障がい福祉サービス事業所で製作された製品を市役所や市のイベントなどで販売する機会を設け、施設利用者の工賃向上を図ります。また販売を通して、障がいのある人となない人の交流機会を創出し、障がいについての理解促進につなげます。		
66	福祉的就労通所交通費助成事業	担当課	障がい福祉課
	個人の適性と能力に合った働き方が選べるよう、福祉的就労事業所への通所を要する利用者に対し、交通費負担の軽減策などを実施します。		
67	障がい者就労施設等からの物品等の調達推進事業	担当課	障がい福祉課
	市の事業に要する物品や役務について、障がい福祉サービス事業所等からの調達を推進し、障がいのある人の工賃向上を支援するとともに、障がい理解を促進します。		

6 文化芸術・スポーツ活動を楽しみ、生きがいをもつことができる

施策14 文化芸術・スポーツ活動の推進と活性化

障がいの有無にかかわらず、生活のうるおいや充実につながる文化芸術・スポーツや余暇活動が楽しめ、多様な交流ができる環境を整備します。また、地域の中で文化スポーツを通して交流できる居場所づくりを促進します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	文化芸術にふれる機会やスポーツに参加する機会が増え、一人ひとりの人生が充実している。
------------------	--

この施策のもとで取り組む主な事業

68	市民講座開設事業（聴覚言語障がい者学級）	担当課	生涯学習課
	中央公民館において、聴覚言語障がいのある人の学習意欲の向上を目的として「聴覚言語障がい者学級」を開催します。事前に学習テーマのニーズを把握し、実際生活に即した学習の機会を提供します。		
69	障がい者社会参加・自立支援事業補助金給付事業 〈再掲（10と同じ）〉	担当課	障がい福祉課
	障がい当事者団体等による「障がい者スポーツフェスティバル」や「卓球バレー大会」の開催に対して会場確保や費用補助などの支援を行います。		
70	障がい者スポーツ・レクリエーション事業	担当課	障がい福祉課
	市内の障がいのある人が様々な人と触れあう機会となる、京都府障害者ふれあい広場「スポーツレクリエーションフェスティバル」や乙訓障がい者スポーツ・レクリエーション広場等に幅広い世代が参加しやすいよう取り組みます。		
71	文化芸術活動・スポーツ活動推進・支援事業	担当課	文化・スポーツ振興課
	障がいのある人をはじめ誰もが安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ活動に参加できるように、指導者の育成、活動の場の整備、大会の開催及び参加支援などを行います。		
72	図書館サービス事業	担当課	図書館
	身体障害者手帳１～３級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳１級以上・介護保険法の要介護認定３以上の人に対して、図書貸出期間を延長します。また、図書館資料を自宅まで配送する「アウトリーチサービス」や、図書館録音室等において、視覚障がいのある人に対してボランティアによる対面朗読を実施します。オーディオブックサービスの導入など読書バリアフリーの推進に努めます。		

7 安心・安全で便利な環境がある

施策15 ユニバーサルデザインの推進

あらかじめ多様なニーズを想定し「バリアを最初から作らない」「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰もが気持ちよく利用できるまちづくりを推進します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	市内の公共施設がユニバーサルデザインに配慮されて、誰もがより使いやすくなっている。
------------------	---

この施策のもとで取り組む主な事業

73	小（中）学校施設安全快適整備事業	担当課	教育施設課
	地域活動の拠点でもある小・中学校が、誰もが利用しやすいように、エレベーターを設置する等のバリアフリー化を推進します。		
74	インクルーシブ公園推進事業	担当課	公園緑地課
	障がいの有無や年齢を問わず誰もが快適に利用・交流できるインクルーシブな視点を取り入れた整備を進め、安全・安心な公園空間を創出します。		

施策16 防災対策の推進

防災対策と発災時の避難支援について、地域の意識向上をめざし、障がいのある人の参加も想定した防災訓練を実施し、自助・共助への支援に取り組み、障がいのある人等の災害への備えの強化を図ります。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	防災への意識が高まり、地域の支えあいに根ざした災害 時への備えが進んでいる。
------------------	---

この施策のもとで取り組む主な事業

75	防災普及啓発事業	担当課	防災・安全推進室
	市防災の日に全小学校で実施する避難所運営訓練、関係機関が参画する防災フェスタや出前ミーティング等、障がいの有無に関わらず参加できる事業を展開することにより、地域の防災力向上や防災に関する意識向上を図ります		
76	地域防災力向上事業	担当課	防災・安全推進室
	災害時要配慮者の把握・名簿更新をしつつ、優先度が高い人から、疾患や療養、障がいの特性等実態を踏まえた避難行動を検討し、公助の個別避難計画を作成します。地域における避難支援体制の整備に向けて、避難訓練ができるよう地域にも働きかけを行います。		
77	視覚障がい者・聴覚障がい者への災害時情報提供事業	担当課	障がい福祉課
	聴覚・視覚等の障がいのある人に対して、災害時に緊急性の高い避難情報等が手元に届くようにし、避難行動等を支援します。		
78	難病患者等の災害時の支援事業	担当課	障がい福祉課
	医療依存度の高い在宅患者や重度難病のある人等に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、乙訓災害・救急医療協議会在宅療養児・者部会等において、保健所等の関係機関との情報連携を図ります。また、日常生活用具において、自家発動発電機またはポータブル蓄電池を種目に追加し、日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器に対し、停電時への備えを支援します。		

施策17 権利擁護及び虐待防止の推進

障がいのある人等の権利が確実に守られるよう、権利擁護を必要とする知的障がいや精神障がいのある人への適切な制度運用を行います。また、障がいのある人等への虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	障がいのある人等の権利を守る仕組みがより周知されている。
------------------	------------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

79	成年後見制度利用促進体制整備事業	担当課	地域福祉連携室 障がい福祉課
	知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分でない人も自分らしく安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度や市社協による福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用を含めた権利擁護支援が必要な人に届くよう、市と市社協とで設置している中核機関が中心となり、協議会を開催するなど地域連携ネットワークを推進します。		
80	障がい者虐待一時保護委託事業	担当課	障がい福祉課
	障がい者虐待により保護の必要がある場合に契約事業所内で一時的に生活できるようにします。		
81	乙訓福祉施設事務組合運営事業 （乙訓障がい者虐待防止センター）	担当課	障がい福祉課
	虐待防止や養護者支援に関する広報その他の啓発活動を行う虐待防止センターを乙訓福祉施設事務組合に設置し、センターと市が連携し、通報・届出の受理、障がいのある人等と養護者に対する相談・指導・助言を行います。		

施策18 行政サービスにおける合理的配慮

市の事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法と「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」に基づき、研修の実施等により職員への周知・徹底を図り、合理的配慮を適切に提供します。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	全ての市職員が合理的配慮の理念を理解し、誰にとっても利用しやすい行政サービスを提供できる体制が整っている。
------------------	---

この施策のもとで取り組む主な事業

82	合理的配慮の提供に向けた研修実施事業	担当課	障がい福祉課
	各種研修へ職員を派遣し、合理的配慮提供に向けた資質向上に取り組むほか、庁内においても障がいに関する研修・啓発プログラムを体系化し、継続的に活用していきます。		
83	人事管理事業	担当課	職員課
	市役所の窓口等に、手話のできる職員を配置します。また、職員が、障害者差別解消法と職員対応要領に基づく適切な対応を図るよう周知・徹底します。		
84	各選挙事業	担当課	総務課
	投票が困難な障がいのある人の投票機会確保のための郵便投票の周知、指定施設での不在者投票等の実施、スロープや車いす使用者の記載台を設置するなど投票所のバリアフリー化、視覚障がいのある人を対象に投票所入場券を点訳して送付する等、各選挙に際し情報提供の配慮を実施します。		
85	オンライン申請促進事業（仮）【新規】	担当課	障がい福祉課
	「行かなくてよい」「書かない・待たない」窓口を目指し、障がい福祉サービス利用においてもLINE申請等を含むオンライン申請を進めます。		

施策19 情報アクセシビリティの向上

誰もが簡単に行政情報等にアクセス（到達）できるよう、様々な障がいの特性を踏まえた対応の充実を図ります。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	行政の情報発信体制が充実し、必要な情報がより入手しやすくなっている。
------------------	------------------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

86	行政情報発信事業	担当課	障がい福祉課
	障がいに関する制度、相談窓口、サービス提供についての情報を掲載した「障がい者福祉のしおり」や市ホームページ等について、掲載内容の充実に努めます。		
87	障がい者の意思疎通支援事業（支援者・設備面）	担当課	障がい福祉課
	聴覚障がいのある人等の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。関係機関と連携し、公共性の高い施設等においてユニバーサルデザインに配慮した機器（情報保障機器）の整備と更新に努めます。		
88	障がい者の意思疎通支援事業（情報発信面）	担当課	障がい福祉課
	乙訓点訳サークルの協力を得て、市役所からの郵便物に部課名を点字印刷したり、通知文や会議資料を点訳したりする等、視覚障がいのある人に配慮した情報提供に努めます。		
89	情報発信体制のバリアフリー化事業	担当課	広報発信課
	広報紙などの作成においては、色覚多様性のある人に配慮した色使いや、UD（ユニバーサルデザイン）書体を使用します。視覚や聴覚に障がいのある人には、広報紙掲載情報を、ボランティアの協力により点字化・音声化して提供します。また、多言語翻訳・音声読み上げに対応したカタログポケットの活用も継続します。		

施策20 移動環境の充実

障がいのある人の日常生活における移動が妨げられることなく、地域活動などの社会参加やサービス事業所への通所がしやすいまちとなるよう、市内の歩道や交通機関の整備や移動支援の充実に取り組みます。

【達成目標】

実現したい まちやひとの姿	快適に移動ができ、自分らしい生活を送ることができている。
------------------	------------------------------

この施策のもとで取り組む主な事業

90	舗装復旧・側溝改良事業及び交通安全施設整備事業	担当課	道路・河川課
	歩行者等の安全・快適な歩行空間を形成するため、舗装の復旧、側溝整備、交通安全施設の整備等を計画的に実施します。		
91	公共交通基盤整備事業	担当課	交通政策課
	交通バリアフリー化に向けて、ノンステップバスの導入に関して、バス事業者への支援を行います。		
92	移動支援事業の促進事業	担当課	障がい福祉課
	重度の障がいや視覚障がいのため一人での外出が困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業を実施します。また、移動支援従事者養成研修を支援します。		
93	愛のタクシーチケット事業	担当課	障がい福祉課
	障がいにより外出困難な人の社会参加を支援するため、タクシー利用券を支給してタクシーの料金などを一部助成します。		

(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)

1 成果目標・活動指標

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）」をもとに、本市や乙訓圏域の実情を考慮し、令和11年度における成果目標・活動指標を設定します。

第5章以下は次回提示します